

平成23年度第2回むつ市総合開発審議会
会 議 概 要

(平成23年12月19日)

むつ市総務政策部企画調整課

1. 日 時 平成23年12月19日(月) 開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時49分

2. 場 所 むつ市役所大会議室1

3. 出席者 32名(委員24名、事務局8名)

石 田 勝 弘	委員	大 瀧 次 男	委員
佐々木 隆 徳	委員	宮 浦 雅 子	委員
立 花 順 一	委員	折 館 博	委員
徳 直 義	委員	松 本 良 一	委員
櫛 引 由 昭	委員	關 實	委員
高 谷 邦	委員	成 田 幸 雄	委員
藤 島 文 孝	委員	白 川 光 治	委員
星 和 夫	委員	大 瀧 孝 宏	委員
千 船 五 郎	委員	濱 崎 正 明	委員
田 中 常 浩	委員	大 畑 敏 和	委員
坪 二三子	委員	佐々木 重 人	委員
西 田 キ イ	委員	向 井 宏 治	委員

伊 藤 道 郎	総務政策部長	花 山 俊 春	総務政策部政策推進監
高 橋 聖	企画調整課長	吉 田 和 久	企画調整課主幹
斉 藤 洋 一	企画調整課主任主査	新 谷 智 文	企画調整課主任
鎌 田 隆 夫	企画調整課主事	山 本 良 花	臨時職員

4. 欠席者 5名(委員5名)

伊勢田 岳 人	委員	住 吉 明 夫	委員
笠 井 俊 二	委員	小 川 千 恵	委員
三 上 史 雄	委員		

5. 会議概要

別紙のとおり

1. 開会

(事務局進行により開会)

(会長)

皆さん、こんにちは。今日は本当にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前回、第1回目のこの審議会で会長という仕事を皆様方から選出されまして、微力ではありますが何とか内容の濃い答申に持っていけるように努めてまいりたいと思います。皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それではまず今日の会議の成立についてですが、本日の出席委員は24名で委員の半数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 議 事

(1) 第4次むつ市国土利用計画(案)について

(会長)

議事の(1)について事務局から説明願う。

(事務局)

「(1) 第4次むつ市国土利用計画(案)について」だが、委員各位から提出された意見とそれに対する回答について説明させていただく。

資料1は、委員から提出いただいた計画(案)の修正意見とそれに対する事務局の意見を記載している。

資料の「原案」の欄が計画(案)の文章で、中央の「修正案」が、提出された修正意見、右側が意見に対する事務局案である。なお、事務局案の欄で、赤字で記載しているものが、修正予定のもので配付している「むつ市国土利用計画(案)」でも、修正箇所として朱書きしているので、資料1と計画(案)を一緒に確認願いたい。

資料1の1ページ目から順に説明させていただく。まず、計画(案)の目次での修正意見だが、ここでは主に「市土の利用」と「市土利用」の表現を統一すべきではといった意見があった。

具体的に「第1章 市土の利用に関する基本構想」では意見を取り入れ「市土利用」と変更したい。

目次のその他の意見については、それぞれの章の説明で行いたい。

続いて計画(案)本文についての意見であるが、第1章のタイトルについては、説明のとおり変更したい。

2ページ目だが、第1節の「1 基本理念」については、記載してある3つ

の修正案のほか、全文修正したらどうかという意見もあったことから、事務局案に記載しているように全文変更したい。その内容は修正意見を基に作成したものである。

次に、3ページ目、第1節の「2 市土の概要」について、タイトルを「市土利用の概要」としたらどうかという意見があったが、市全体の概要を説明しているため、原案のとおりとした。

1行目の『下北半島の中央部に位置し、』のあとに、「北は津軽海峡、南は陸奥湾に面している」ことを追加したらどうかという意見があったので、「北は津軽海峡、南は陸奥湾、西は平館海峡と三方を海に囲まれており、」という下北半島の地理的条件の説明を追加することとしたい。

3行目については、意見のとおり文章を一度区切り読みやすい形にしたい。

次に「3 市土利用をめぐる基本的条件の変化」の1行目は、修正意見のとおり文言を変更したい。

4行目の「高齢化の進展」について「超高齢化社会の到来」と変更したらどうかとの意見があった。超高齢化社会とは、WHO（世界保健機関）や国連で定義した言葉であり、総人口に占める65歳以上の割合が21%を超える状態のことで、平成21年度に策定した「都市計画マスタープラン」でも使用したが、今回の計画では高齢者が増えているということがよりイメージしやすいと考えることから、原案のとおりとしたい。

8行目の「市街化圧力が弱まる」について修正意見の「市街化の拡大が抑えられる」という表現に変更したい。

13行目の「経済社会諸活動」については、原案どおりとしたい。

18行目の「集積」に用語解説をとという意見があったが、ここでの「集積」とは、『「人口が減り、土地利用の低下、さらに不況の影響から市の大部分では売買や地目転換が行われないが、一部の収益性や利便性の高い土地にそういった行為が集中する」ということを「集積」と表現しているものなので解説等は必要ないと考える。

4ページ目の「4 今回の計画期間内における課題」についてだが、「利用目的に応じた区分」を「利用区分」としていることから、変更せず原案のとおりとし、5行目の「圧力」については、理解しやすさを考慮し修正意見のとおりとしたい。

8行目の「管理」を「利用」としたらどうかという意見があったが、「管理」には、利用のほか保存や改良等も含められていることから原案どおりとする。

計画（案）の3ページ、(1)の4行目「市街地の形成等」には、「形成するための調整」も含んでいるため原案どおりとする。

8行目の「耕作放棄地等の適切な利用」には、「新たな」利用のほかに、そのままの利用も選択肢に含めた利用を図る必要があることから原案どおりとする。

(1)の最後の文章は、修正意見の一部を取り入れた表現に変更したい。

次に、(2)では、2行目の「安全で安心」に用語解説をとという意見があった

が、その意味は「危険なことや気がかりなことなく心が落ち着いて生活できる」というものなので、用語解説は必要ないと考える。

4行目の「重要」を「肝要」という修正意見があったが、意味に大きな違いはないので原案どおりとする。

5ページ目、課題の(3)について、1行目は、理解しやすさや読みやすさから修正意見のとおり変更したい。2～3行目は、その後の文章のつながりを考慮し、「再利用などを含めた視点や、土地利用の質的向上の視点等も」と修正したい。

計画(案)の4ページ、課題のまとめの記述文だが、これまでで要点が説明されているので全文削除したらとの意見もあったが、簡潔にまとめた文章も掲載することとし、5行目は、修正意見のとおりとしたい。

計画(案)の5ページ目、第2節についてだが、リード文は修正意見のとおり「調和を図る」と変更したい。

「1 市街地」の1行目、「高齢化の進展」については、先ほどの説明どおり原案のままとし、2行目の「市街化圧力」については修正意見のとおり表現を変更したい。

6ページ目の「1 市街地」の4～5行目についても、先ほどの説明どおり、原案どおりとしたい。

次に計画(案)の7ページ、第3節の「1 農用地」についてだが、6行目を削除したらどうかとの意見があったが、農用地は単に農業を行う場だけではなく、そこに住む生態系を含んだ自然環境の保全にも影響を与えていることから原案どおりとしたい。

「2 森林」については、修正意見のとおり「現在及び将来の世代」と変更したい。

計画(案)の8ページ「6 住宅地」の意見についてだが、高齢化の進展に関する記述は原案どおりとし、「居住環境」を「生活環境」に変更という意見があったが、生活環境とは「日常生活に影響する自然や人事を含む周囲の状況のこと」だが、ここでは「住宅地にある居住環境、具体的に「住む環境」のこと」なので原案どおりとする。

7ページ目、第2章の修正意見について、名称は第1章でも説明したとおり、原案どおりとしたい。第1節「2 人口等の想定」の1行目及び「4 利用区分ごとの規模の目標」の1行目は、修正意見に変更したい。

計画(案)の13ページ、各地域の名称についてだが、「田名部地域」を「田名部中央地域」と変更したらとの意見があった。平成21年度に策定した都市計画マスタープランで、旧むつ市の都市計画の用途地域を「むつ田名部地域」「むつ中央下北地域」「むつ大湊地域」と3区域に分けたことから意見が出されたものと思う。都市計画マスタープランは、都市計画区域に関する計画であり、都市計画区域を分類することで各地域に沿った計画を策定したが、今回の国土利用計画は、市土全体に係る指針を定めるものなので、なじみのある「田名部」

と「大湊」という呼称を地域名に当てている。よって、今回の計画では、原案のとおり地域名としたい。

8 ページ目、計画（案）の 14 ページから 18 ページまでの各地域の概要については、文章の意味に変更を与えない範囲で修正できる箇所は修正したい。

計画（案）の 15 ページ、大湊地域の 10 行目については、次の文章とのつながりから原案どおりとする。

計画（案）の 16 ページの川内地域及び 17 ページの大畑地域の説明にある「高齢化の進展」については、これまでの説明のとおり、原案のままとする。

9 ページ目、計画（案）の 20 ページ、第 3 章の「5 環境の保全と美しい市土の形成」の 3 行目、新エネルギーについての意見だが、制度ではなく、エネルギーそのものを導入していくという趣旨のため変更せず、「新エネルギー」ではなく「再生可能エネルギー」と表現を変更することとしたい。

計画（案）の 25 ページについて、項目 8 を削除し項目 10 とまとめたらどうかという意見があったが、原案どおりとしたい。

以上で、第 4 次むつ市国土利用計画（案）に対する修正意見とその回答についての説明を終了する。

続いて 10 ページ目だが、計画（案）の修正以外の意見について説明する。

関係資料編へ利用区分ごとの年次別グラフを第 3 次計画と比較した形で記載したらどうかという意見があったが、第 3 次と第 4 次では市町村合併により面積にあまりにも違いがあり、比較対象とならないため、第 4 次計画の各年の数値を基にしたグラフを入れることとしたい。

国土利用計画に係る体系図を掲載したらとの意見については、別紙、「国土利用計画と他計画との関係図」を計画書に入れることとしたい。

裏表紙にむつ市の「花」「木」「鳥」を入れることについては、製本時に挿入することとしたい。

次の、「会長と事務局は会議録の作成や編集に当たり協議してほしい」との意見については今年度の国土利用計画、来年度の長期総合計画の際、星会長のお力添えをいただきながら行うこととしたいと考える。

続いて、11 ページ目、審議会の中で「答申」できないかとの意見だが、答申書は、最終会議で協議いただくが、この協議内容を反映させた「答申書」がその後作成されることとなり、同日でとなると文案調製が煩雑になるおそれがあるため、これまでどおり、会長と会長職務代理者のお二人で答申を行っていただく予定である。

条例についてだが、第 6 条で「部会」を規定ではなく「会議の運営」として、「全体会議及び分科会」を設定したらどうかという意見だが、現状でも分科会に相当する「部会」を設置することは可能である。しかし、本会は、市議会議員や各種行政委員会の委員、公共的団体の代表者、学識経験者、公募市民と、多様な委員により組織されており、今回の審議では、「第 4 次むつ市国土利用計

画（案）」全体について、全体で審議いただきたいと考えたものである。

答申が終了した後、内容確認や進行チェックを行う「推進協議会」のようなものを設置できないかとの意見だが、今回の「むつ市国土利用計画」は、市土利用の方向性を示し、他の法律に基づく計画づくりの指針となるものなので、進行チェック、管理する性質の計画ではないため、必要は無いと考える。

次に12ページ目だが、本計画は全体的に具体性に乏しく、住民や関係者の指針とはならないのではないかとこの意見についてだが、この計画は市土利用についての総合計画であり、ここで示される方向性に沿って都市計画マスタープランや農振計画など他の法律に基づく個別計画を策定し、具体的な事業や規制がなされるものであるため、この計画は具体的事業等を示すことで他の計画策定の妨げにならないよう配慮する必要があると考えるものである。

「東通原子力発電所で事故が起きた場合、避難道路としての縦貫道路やオフサイトセンターが必要ではないか」というご意見と「原子力施設が立地している下北半島、防衛の前線基地としてのむつ市の特色を計画に反映できないか」との意見についてだが、当計画は国土利用の方向性を示す計画であり、具体的な施設の建設場所等を示すべきではないと考える。

また、市の特色として第2章の「地域別の概要」で市を5地域に分け各地域の特色を計画書本文へ記載しているものと考えますが、災害時の避難道路については市民の「安全で安心」できる生活に直結する部分でもあるので、計画（案）の24ページ、第3章の「7 土地の有効利用の促進」の「道路」の説明文に、また、むつ市らしさの表現をとの意見もあることから、他計画に影響を与えないような表現だが、併せて24ページの「河川等」と「住宅地」へ表現を追記することで対応したい。

次に、13ページ目についてだが、治山治水の観点から土地利用を規制し、集約化された市街地と農産地集落との線としての結びつきを強調できないか、という意見についてだが、本計画で直接「治山治水」という言葉は使用していないが、『市街地の拡大を抑える』、『集約型都市構造』を視野に入れ、市街地環境をゆとりあるものにする』、『森林の持つ多面的機能を将来世代が享受できるよう森林を整備・保全する』こと等が示されているほか、環境に配慮した土地利用に重点を置いた表現としていると考えるところである。

以上で説明を終了したい。

（会長）

ただいまの件について何か質問等はないか。

（委員）

2ページの上から4行目「今後さらに人口が減少し、急速に高齢化が進展することが予想される」について、むつ市の高齢化率をどう判断しているのか、あるいは政策の視点に立ってどのように判断しているのか。

(事務局)

人口の分布をピラミッド型で表すと逆三角形もしくは台形の菱形であり、市全体で2%程度の人口減少である。旧町村では10数%の減少率である。それらを含め年齢構成等を考えた上でこのような表現とした。

現実的な統計調査等の観点で記載しており、これに伴う政策等は、計画書中に入り込むものではないと考えているのでご理解願いたい。

なお、平成22年度国勢調査で高齢化率は市で25.76%である。

(会長)

その他何かご質問等ないか。

(委員)

資料1の9ページ「再生可能エネルギーを導入する」と修正されている。今の日本全体、また下北のこれからを考える中で、非常に大事で具体的な指針を出してくれたと思っている。是非こういう具体的なことが今後の市の事業の中に結びついてほしい。

(事務局)

新エネルギーという文言を再生可能エネルギーとしたのは、再生可能エネルギーの範囲が新エネルギーを含んでいるので、「再生可能エネルギーを」という表現に変更した。

(会長)

その他何かご質問等ないか。

(委員)

太陽光発電の制度に参入していくのか、また、全国にある風力発電事業者に市は立地を勧誘する考えはあるのか。

(事務局)

新エネルギーの取り組みや市の方向性の質問で、計画とは馴染まないものであり反映できるものではないが、当課の担当であるので説明する。

一昨日、東北電力で太陽光電力の買い取りで自治体枠を設けるという発表がされた。市としても、地熱、太陽光、風力等この市に合ったものを今後検討していく方向である。

(会長)

その他何かご質問、ご意見はないか。

(委員)

今のエネルギーにしてもアバウトな話で現実性の無くこの第4次国土利用計画そのものがそうである。市や下北半島地域の経済性などが入っていない。具体的な予算を出せというわけではないが経済的な裏付けは何か。それがどのように反映されるかを踏まえた計画にしないと意味がないのではないか。

(事務局)

あくまでも市の基本的な指針として表すべき部分という考えで策定している。土地利用の上での基本理念を示すものであるので、ご理解願いたい。

(委員)

市土利用の基本的な理念ならば、その中に血なり肉を入れないと駄目。経済性を含めた基本理念が無いと意味がない。基本理念を実現させるための経済的基本理念みたいなものをどこかで触れるべきと思うがいかがか。

(事務局)

経済性を含んでという非常に難しい意見だが、当市に限らず日本社会はどんどん人口減少が進み、2060年頃までに非常に急激な減り方をしていく。

そのような状況も含め、今後、市街地が拡大していくことは多く望めず、逆に縮小していく。人口が減ることで経済そのものも縮小という中で、この計画案にも市街地の拡大が押さえられるなど出てきている。その点で、経済面という部分を読み込んでいただきたい。

(会長)

その他何かないか。

(質問等なし)

(2) 答申内容について

(会長)

それでは議案の2番目(2)答申内容について事務局から説明願う。

(高橋課長)

それでは、議事の「(2)答申内容について」を説明するので「第4次むつ市国土利用計画(案)について(答申)」を確認願いたい。

前回、市長から「第4次むつ市国土利用計画」策定のため市で作成した計画(案)についての意見をいただくことを目的に諮問されているので、総合開発審議会の意見をまとめ「答申」という形で回答することとなる。

資料２は、一般的な答申文書の形式になぞらえて作成した「答申書」だが、本日、ここに記す文言を協議いただきたい。

本文の「第４次むつ市国土利用計画（案）について審議した結果」までは、形式どおりだが、その後が答申内容により変更となるため、協議のうえ決定いただきたい。

まず選択肢の一番上だが、これは計画（案）が妥当で特に修正等を加えることがない場合のものである。

次は、計画（案）の本筋を変更したいと場合、変更意見を別紙に記載し答申する場合のものである。

３番目は、計画（案）は妥当であるが一部文言や表現の変更、また、計画以外の要望等を付して回答する場合のものである。

むつ市国土利用計画（案）に対しては、先ほど説明したとおり、たくさんの修正意見があり、それらにより修正すべきとした箇所も多数あったが、寄せられた意見では、計画（案）の本筋を変更すべきという趣旨の意見はなかったことから、３番目の文章が適当ではないかと考える。

また、その次の文章だが、本計画は今年８月の地方自治法の改正を受け、市の長期総合計画に即した形で策定する義務が無くなったが、当市では、平成１９年度に策定した「むつ市長期総合計画」に沿って市政運営を図っていく予定であることから、当計画によって定められている市土利用の実施に当たっては、長期総合計画の基本理念の実現を目指し進められるべきものと考えことから、記載した。こちらの文言についても、協議いただきたい。

次に２ページ目になるが、上段の『修正意見』は、委員からの意見を受け、計画に取り上げるべきとした箇所を記載したい。

そして、下段の『要望』については、計画（案）に対するものや全体的なものについて記載するものである。一例だが、平成１９年度の総合開発審議会からの要望として、「これまで各種団体の代表者で総合開発審議会を組織していたが、今後は公募による市民を含めてほしい」旨を付したことを受け、今回、条例改正を行い「公募による市民」を追加した。

今回の答申に当たり、審議会全体の要望として取り上げるべき要望があるならここに記載して答申することとしたいので、その内容についても協議いただきたい。

以上、３点、答申文書の文言決定、１枚目下段の文言に対する意見、要望として記載すべき内容があるかどうか等についての協議をお願いしたい。

（会長）

ただいま事務局から、３点について協議してほしい旨の説明がされた。

１点目は、答申書に記載する文言をどうするかについて。

２点目は、１枚目の下段の答申書の中に「むつ市の長期総合計画の実現を目指し、云々」とあるが、この文章を加えるべきかどうか、また、加える場合

は、この文言で良いかどうかについて協議が必要。

3点目は、2枚目の下段の要望として、当会から市に対して挙げる要望をどうするかについて協議していただきたいということが説明された。

まず、答申書の文案をどうするかについて、ご意見を伺いたい。修正意見を多数取り入れていることで、『おおむね妥当であると認められるが、一部修正意見と要望を付して答申』が良いのではないかという提案だったがいかがか。

(委員)

まず会長のお気持ちを伺いたい。市が文書を改善してくれることが確実にあるなら意見したいが、言っても応じないならば市も困るだろう。

(会長)

私自身、具体性には欠けるという意見を持ったが、これは基本理念だと理解しこの計画を基に、今後、各種計画を煮詰めていくための基になるものと理解した。

(委員)

会長の意見は分かった。意見として、当会は目的が達せられるとその時点で解任されるが、今後もこの審議方式でやっていくのか。今後に繋げていくものを作るべきではないか。

(会長)

具体的な意見と思うが、一方では具体的な方向となるとおそらくこの場におられる方はそれぞれ立場と考えがあって来られているので、なかなか大変じゃないかともまた別な思いをしている。

ただ、ご意見を基に市から回答していただき、より良い内容にしていくことなので、皆さんから意見を伺いたい。

今、答申案については3番目にしたらどうかというご意見があるが、これについてはどうか。

(委員)

答申書とすると3番目でいいと思うが、おおむね妥当で回答を出していいのかどうか迷う。

(委員)

「おおむね妥当であると認められる」が一番かと思う。

(委員)

答申は審議会の最後の段階でと書いてあるが、来年1月に答申するというこ

とはそれ以降の会議は何になるのか。

(事務局)

当初、2回で審議を終えるスケジュール案を示したが、意見が多いので本日もいただいた意見等を整理する必要があり、来年1月にもう一度開きたい。

(委員)

この答申の文案は1月に決めることになるのか。

(事務局)

正式決定はそうなる。答申書案を協議案件に挙げているのは、第3回目の会議をやる際、答申書案を示すこととなるので、どのような方向性の文章にすべきかを協議いただきたいためである。

なお、3つ挙げているがこれらは形式であり、文章をこのまま使わなければならないというわけではない。

(会長)

今説明があったが、他に何か無いか。概ねという言葉を取るのであれば、取った形もある。

(委員)

3つ目がいいが、本当にそれでいいかについてはもっと考えてみたい。

それから、下にある文章が非常に大事でないか。この計画が本当に今後の市の政策に結びついていくということがどこかに位置付けられる必要があるのではないか。

(会長)

事務局からの2つ目として、答申書の下にある長期総合計画の実現を目指すという表現、これを加えるかどうかとも伺いたいが何か意見ないか。

(委員)

字句の問題ならばこのままでいいのではないか。

(会長)

その他、ご意見はあるか。

(意見等なし)

(会長)

それでは資料2の第4次むつ市国土利用計画についての答申を、真ん中の二重丸のところは3番目で案を作っていただくこととしたい。

3. その他

(会長)

その他として何かご意見等はないか。

(意見なし)

(事務局)

先ほども申し上げたが、次回1月16日の月曜日、13時半からこの場所で行いたいので出席願いたい。

4. 閉会

(会長進行により閉会)